7．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センターからの借入れに限定している。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、預金及び国債を保有している。また、寄附により株式を保有しているが、寄附目的が本学の業務を不当に拘束することはない。

未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っている。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、時価等を把握することが極めて困難と思われる非上場株式等は、次表には含めていない。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時　価（＊１）	差　額（＊１）
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的債券	1,903,998	1,932,220	28,221
⑵　長期性預金	701,000	708,588	7,588
⑶　現金及び預金	3,044,216	3,044,216	—
⑷　未収附属病院収入	3,181,636	3,181,636	—
徴収不能引当金（＊２）	△　5,908	△　5,908	—
	3,175,728	3,175,728	—
⑸　国立大学財務・経営センター債務負担金	(1,493,134)	(1,593,453)	(100,319)
⑹　長期借入金	(10,168,504)	(10,442,835)	(274,331)
⑺　リース・割賦債務	(2,049,632)	(2,098,101)	(48,468)
⑻　未払金	(2,753,646)	(2,753,646)	—

（＊１）　負債に計上されているものは、（　）で示している。

（＊２）　未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除している。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

国債については、日本証券業協会が公表している公社債店頭売買参考統計値による。

譲渡性預金（貸借対照表計上額1,600,000千円）については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額による。

⑵　長期性預金

これらの時価については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値による。

⑶　現金及び預金、並びに⑷　未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額による。なお、未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等により、時価を算定している。

⑸　国立大学財務・経営センター債務負担金、⑹　長期借入金及び⑺　リース・割賦債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、リース取引または割賦購入取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。なお、国立大学財務・経営センター債務負担金については一年以内償還予定額を、長期借入金については一年以内返済予定額を、リース・割賦債務については長期リース債務および長期未払金のうち割賦債務に該当するものを、それぞれ含んでいる。

⑻　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額による。

8．賃貸等不動産関係

当法人は、高知県において、賃貸等不動産を保有しているが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略している。

9．資産除去債務関係

⑴　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①　当該資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等に伴う建物のアスベスト除去費用等である。

②　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を残存耐用年数に基づいて見積り、割引率は期間に応じた国債利回りを使用して金額を計算している。

③　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

変　動　の　内　容	当事業年度における総額の増減
期首残高	152,930千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—千円
時の経過による調整額	3,421千円
資産除去債務の履行に伴う減少額	—千円
期末残高	156,351千円

10．重要な後発事象

該当なし

11．その他

貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び国立大学法人等業務実施コスト計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

（表示方法の変更）

1．徴収不能引当金戻入益の表示方法

前事業年度まで臨時利益に計上していた徴収不能引当金戻入益について、国立大学法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より経常収益に計上している。

国立大学法人福岡教育大学平成27事業年度財務諸表に関する公告

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立大学法人福岡教育大学平成27事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

平成28年10月7日

福岡県宗像市赤間文教町１番１号

国立大学法人福岡教育大学　学長　櫻井　孝俊